

にし阿波の花火にて露店等で食品を提供される方へ

1 露店営業許可で取り扱うことができる食品

- (1) 取扱いが可能な品目は、調理工程の簡易なものであり、原則客への提供を行う直前に加熱処理したものに限ります。
- (2) 同一営業日に取扱いが可能な品目は、原則1品目です（飲料等は除く）。
なお1品目とは、別添の同じ「調理区分」に分類される食品群のことです。
- (3) 冷凍するものにあつては-15℃以下、冷蔵するものにあつては10℃以下で保管できる設備を用いてください。
（今回のイベントは、搬入から提供終了まで長時間に及ぶため、温度管理ができる電気式冷蔵庫、または保冷力の高いクーラーボックスを持参し、食中毒細菌等を増殖させる温度帯で保管しないよう工夫してください。）
- (4) 現地では、仕込み行為（材料（肉・魚・野菜等）を洗う、切る、串打ち、素焼き等の処理）はできません。使用する具材等の食品は、市販品又は営業許可・届出を受けた施設等で仕込んだものとします。
※肉類は、一口大にカットし、中心部まで十分に加熱してください。
※「市販品の販売」以外で、生野菜の提供はできません。

2 キッチンカーについて

許可取得時に取扱品目として申請書に記載した品目を提供してください。その他の取扱品目や調理方法について、検討されている方は、許可を取得した保健所へ問い合わせさせていただく場合もあります。

3 当日の注意事項について

- (1) 営業許可を取得し、現地で調理を行う場合は、営業許可証を店舗の見やすいところに掲示してください。
- (2) テントにて営業する場合には、衛生的に食品を提供する環境を確保するため、三方を囲って調理、販売してください。
- (3) 手洗い・消毒を徹底してください。お金等を触った手指で調理品を触らないでください。

4 市販品等の提供をする場合

- (1) 調理が完了した弁当・惣菜等を提供する場合は、搬入から提供終了まで長時間に及ぶため、温度管理ができる電気式冷蔵庫や保冷車などを用いて、食中毒細菌等を増殖させる温度帯で保管しないよう温度管理を徹底してください。
※仕出し弁当における HACCP の考え方を取り入れた衛生管理手引書
（<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000846789.pdf>）で記載されていることを忠実に遵守し、さらに、外気温、配達時間、納品場所などの環境を考慮して、添加物の使用、非加熱食材の使用禁止、運搬時の温度管理などを行い、適切な提供時間を設定してください。
- (2) 冷凍または冷蔵された食品は、その既製品に記載された保存方法で、提供終了時間まで保管できるように準備してください。

(別表)

調理区分	例	簡易な調理として現地で行える範囲
汁物類	豚汁、おでん おしるこ、ぜんざい	・ 事前に仕込んだ具材を煮込む。 ・ 市販品を加温する。
麺類	うどん、そば、ラーメン、	・ ゆで麺をゆで、スープと合わせる。 ※冷やし麺類は不可。
焼物類	焼き鳥、串焼き、 フランクフルト うなぎの蒲焼き	・ 事前に仕込んだ具材、半製品又は市販品を焼く。
お好み焼類 焼きそば類	お好み焼き、たこ焼き 焼きそば	・ 事前に仕込んだ具材、水、粉を混ぜて鉄板で焼く。 ・ 麺、事前に仕込んだ具材を鉄板で焼く。
揚げ物類	唐揚げ、いか天ぷら、 フライドポテト、 アメリカンドック	・ 事前に仕込んだ具材を必要に応じて衣をつけて揚げる。 ・ 半製品又は市販品を揚げる。
サンド類	ホットドッグ、タコス、	・ 事前に仕込んだ具材を焼き又はゆで、市販品のパン類とあわせ、全体を十分に加熱するもの。 ※生の野菜を十分に加熱せずに合わせることは不可。
焼菓子類	大判焼き、鯛焼き ベビーカステラ、 焼き団子	・ 事前に仕込んだ具材、水、粉を混ぜて焼く。 ・ 団子は、半製品又は市販品を焼く。
揚げ菓子類	チュロス、ドーナツ	・ 水、粉を混ぜて揚げる。
あめ菓子類	果実飴 果実チョコ	・ 事前に仕込んだ具材にあめやチョコレートをからめたもの。
クレープ	クレープ	・ 水、粉を混ぜて焼く。 ※クレープの具材として、生の野菜、果物及び生クリームは不可。
ごはん類	カレーライス、丼の盛り付け	・ 事前に仕込んだ具材を焼き、揚げ、白飯に盛り付ける。 ※白飯は、できる限りレトルト又は無菌包装米飯を使用すること。 ※炊飯する場合は、許可施設で炊飯後65℃以上に保温すること。 ※カレーは、市販品又は許可施設で当日調理したものを再加熱すること。
飲料等	清涼飲料水、甘酒、酒類、 コーヒー、紅茶、かき氷、 アイスクリームの小分け	・ 市販品の清涼飲料水や酒類を注ぐ。 ・ かき氷は削氷、アイスクリームは市販品を小分けする。 ※使用する氷は市販品とすること。 ※かき氷は、市販品のシロップ及び練乳並びに缶詰果物をかけたものとし、水以外の氷（味付氷、果物氷等）の使用は原則不可。